# 建設工事請負業者の格付要領

（目的）

第１条　この要領は，旭川市（水道局も含む。以下同じ。）に入札参加資格審査申請をした建設工事請負業者について，地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６条）第１６７条の５第１項及び第１６７条の１１第２項の規定により定められた資格の格付の方法を定めることを目的とする。

（格付方法）

第２条　建設工事請負業者の格付は，建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２７条の２３第２項に規定する総合的な評定により得られた数値により行う。

（格付）

第３条　建設工事の格付業種は，次のとおりとする。

（１）土木一式工事

（２）建築一式工事

（３）電気工事

（４）管工事

２　格付の数値の範囲は，別表のとおりとする。

附　則

この要領は，平成７年４月１日から施行する。

附　則

この要領は，平成９年４月１日から施行する。

附　則

この要領は，平成１１年４月１日から施行する。

附　則

この要領は，平成１３年４月１日から施行する。

附　則

この要領は，平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この要領は，平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この要領は，平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この要領は，平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この要領は，平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要領は，平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要領は，平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要領は，平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要領は，令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要領は，令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要領は，令和７年４月１日から施行する。

別表

格付業種及び格付数値の範囲

| 業種<br>等級 | 土　木 | 建　築 | 電　気 | 管 |
|---|---|---|---|---|
| A | 910以上 | 890以上 | 800以上 | 780以上 |
| | 3,500万円以上 | 6,000万円以上 | 600万円以上 | 600万円以上 |
| B | 909 ～ 650 | 889 ～ 715 | 799以下 | 779以下 |
| | 3,500万円未満<br>1,200万円以上 | 6,000万円未満<br>1,500万円以上 | 600万円未満 | 600万円未満 |
| C | 649以下 | 714以下 | | |
| | 1,200万円未満 | 1,500万円未満 | | |

※　上段：格付区分に対する数値
　　下段：格付区分に対する工事予定価格